

重い肝臓機能障害がある方に障害者手帳を交付します

4月から新たに「肝臓機能障害」が身体障害者手帳交付の対象になりますので、対象となる方は申請してください。

■対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を受けている方

■認定基準

主に肝臓機能障害の医学的基準（Child-Pugh分類）により判定します。

※診断前の6か月間にアルコールを摂取している方等は、認定対象になりません。

■申請方法

指定医が作成した診断書・意見書・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚・印鑑（みとめ可）を持って、福祉健康課高齢・障害者福祉係に申請してください。



自身の症状や状態が認定基準に該当するかは指定医師等におたずねください

■問い合わせ

福祉健康課

高齢・障害者福祉係

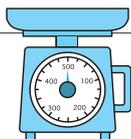
☎75-14823

計量器定期検査を行います

計量器は長く使用していると狂いが生じることがあります。特に売買等の取引や業務上等の証明行為に使用している計量器は、精度を確保するために定期的に検査を受けることが義務づけられています。

検査対象のものは必ず受検しましょう。

なお、受検には検査手数料が必要です。



□集合場所検査

計量器の秤量ひょうが250kg以下のもの、デジタル表示式でないものが対象です。検査場所に計量器をお持ち込みください。

集合場所検査日程

期 日	時 間	場 所
4月5日(月)	10:00~12:00	多久公民館
	13:30~15:30	東多久公民館
4月6日(火)	10:00~12:00	中央公民館
	13:00~15:00	

□所在場所検査

大型の計量器や工作物に取り付けられているもの、または集合検査で受検できない計量器を所在する場所で行う検査です。佐賀県計量協会にお問い合わせください。

■問い合わせ

商工観光課 商工観光係 ☎75-2117

佐賀県計量協会 ☎31-1411

名義変更・廃車手続きはお早めに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる「軽自動車税」は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していないまたは売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。手続きがない場合は、引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続き先が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ ・手続き

■原付、農耕用車両は 多久市税務課 課税係 ☎75-2126

■軽四輪、軽三輪、軽二輪（120~250cc）は 軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎30-4078

■自動二輪（250cc超~）は 九州運輸局佐賀運輸支局 ☎30-7271